

# 青森県報

第三千五十七号

平成二十一年  
三月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

|                         |         |   |
|-------------------------|---------|---|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出    | (健康福祉課) | 一 |
| 生活保護法による医療機関の指定         | (同)     | 一 |
| 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出  | (同)     | 二 |
| 生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出 | (同)     | 二 |
| 生活保護法による施術者の指定          | (同)     | 二 |
| 生活保護法による管理理容師の講習会の指定    | (保健衛生課) | 二 |
| 美容師法による管理美容師の講習会の指定     | (同)     | 三 |
| 障害福祉サービス事業者の指定          | (障害福祉課) | 三 |
| 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定   | (同)     | 四 |
| 青森県指定金融機関等の指定の一部改正      | (経理課)   | 四 |

### 公 告

|                 |         |   |
|-----------------|---------|---|
| 県営土地改良事業計画変更の決定 | (農村整備課) | 四 |
| 建設業者の許可の取消し     | (東青地域局) | 四 |
| 右               | (三八地域局) | 四 |
| 右               | (同)     | 五 |
| 右               | (同)     | 五 |
| 右               | (同)     | 五 |
| 出先機関            | (中南地域局) | 六 |
| 土地改良区の役員就任及び退任  | (同)     | 六 |

右 同

(上北地域局) 六

## 告 示

青森県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名       | 所在地又は住所                     | 廃止年月日          |
|--------------|-----------------------------|----------------|
| たけだ歯科医院      | 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三六一の二         | 平成二〇一三・三       |
| 平山歯科医院       | 五所川原市字布屋町一九                 | 三・一・二四         |
| サカ工業局田面木根城薬局 | 八戸市大字田面木字堤下一五<br>八戸市根城六丁目の一 | 三・一・三<br>三・二・一 |

青森県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
|--------|---------|-------|
|        |         |       |

|  |   |                            |
|--|---|----------------------------|
| たけだ歯科医院<br>八幡町クリニック<br>サカ工業局田面木<br>小川原湖クリニック | 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三六一の二<br>弘前市大字八幡町一丁目二の一<br>八戸市大字田面木字堤下一五の三<br>上北郡東北町旭南一丁目三二二レイクハイツ四一号 | 平成三・一・一<br>三・三・一<br>"<br>" |
|--|---|----------------------------|

青森県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

|     |               |               |         |
|-----|---------------|---------------|---------|
| 区分  | 名称又は氏名        | 所在地又は住所       | 変更年月日   |
| 変更前 | ヒロサキメディカルセンター | 弘前市大字大町二丁目二の九 | 平成三・一・一 |
| 変更後 | 弘前メディカルセンター   |               |         |

青森県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

|    |        |         |       |
|----|--------|---------|-------|
| 区分 | 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 変更年月日 |
|----|--------|---------|-------|

|     |                          |          |
|-----|--------------------------|----------|
| 変更前 | 弘前市大字城西一丁目八の八            | 平成二〇・四・三 |
| 変更後 | 城西調剤薬局<br>弘前市大字城西一丁目八の一七 |          |

青森県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

|       |             |        |             |         |
|-------|-------------|--------|-------------|---------|
| 氏名    | 住所          | 施術所の名称 | 施術所の所在地     | 指定年月日   |
| 大久保明悦 | 八戸市青葉一丁目三の七 | 青葉町接骨院 | 八戸市青葉一丁目三の七 | 平成三・一・五 |

青森県告示第百二十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管  
理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称  
東京都江東区有明三丁目一の二五  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 日 | 時 | 場 | 所 |
|---|---|---|---|

平成二十一年六月一日(月)、平成二十一年六月八日(月)、平成二十一年六月十五日(月)の三日間の午前九時から

青森市中央三丁目一七の一  
アピオあおもり

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一八 広瀬ビル七階  
財団法人美容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第百三十号

美容師法(昭和三十一年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都江東区有明三丁目一の二五

財団法人美容師美容師試験研修センター

二 開催日時及び場所

| 日 時   | 場 所                     |
|---|-------------------------|
| 平成二十一年六月一日(月)、平成二十一年六月八日(月)、平成二十一年六月十五日(月)の三日間の午前九時から | 青森市中央三丁目一七の一<br>アピオあおもり |

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一八 広瀬ビル七階  
財団法人美容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

青森県告示第百三十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称       | 主たる事務所の所在地          | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービスを行う |                   | 指 定 年 月 日 |
|-----------|---------------------|-------------|-------------|-------------------|-----------|
|           |                     |             | 名 称         | 所 在 地             |           |
| 社会福祉法人幸友会 | 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三 | 生活介護        | ひだまり工房      | 五所川原市大字一五の六       | 平成三・三・一   |
| 社会福祉法人幸友会 | 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三 | 自立訓練(機能訓練)  | ひだまり工房      | 五所川原市大字一五の六       | "         |
| 社会福祉法人新生会 | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一   | 生活介護        | 上北療護園       | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一 | "         |
| 社会福祉法人新生会 | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一   | 短期入所        | 上北療護園       | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一 | "         |
| 社会福祉法人新生会 | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一   | 施設入所支援      | 上北療護園       | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一 | "         |

青森県告示第百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したため、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

|       |                   |           |
|-------|-------------------|-----------|
| 名 称   | 設 置 の 場 所         | 指 定 年 月 日 |
| 上北療護園 | 上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一 | 平成二・三・一   |

青森県告示第百三十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

八戸信用金庫小中野支店

八戸市大字小中野四丁目

を削る。

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、相内地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項

の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年三月十日から同年四月七日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 芝管工株式会社

二 代表者の氏名 坂本 清昭

三 主たる営業所の所在地 青森市自由ヶ丘二丁目三の三

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第二六二七号

五 取消年月日 平成二十一年二月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 斉藤商事株式会社

二 代表者の氏名 斉藤 裕康

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目二〇の二三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六七六九号

五 取消年月日 平成二十一年二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 みずほ舗道株式会社

二 代表者の氏名 田中 賢司

三 主たる営業所の所在地 八戸市売市三丁目一の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一二二二七号

五 取消年月日 平成二十一年二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ホームクリエ

二 代表者の氏名 小泉 博

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野六丁目八の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一一六八二号

五 取消年月日 平成二十一年二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木村建設

二 氏名 木村 正巳

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字大蛇長根五の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第九四八四号

五 取消年月日 平成二十一年二月十九日

六 取消しに係る建設業の許可  
 土木、建築、とび・土工、ほ装工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成二十年十二月二十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年三月九日

中南地域県民局長 鳴 海 勇 蔵

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所              | 就<br>任<br>及<br>び<br>退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|---------------------|--|
| 理<br>事            | 工藤 長紀  | 平川市杉館宮元一一九の二        | 平成<br>三・三・一就任                                  |
| "                 | 三浦 勉   | 北津軽郡鶴田町大字山道字小泉一二五の三 | 三・一・二六退任                                       |

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年三月九日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名  | 住<br>所        | 就<br>任<br>及<br>び<br>退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|---------|---------------|--|
| 理<br>事            | 小比類巻 石雄 | 三沢市大字三沢字園沢一一八 | 平成<br>三・三・一就任                                  |
| "                 | 高橋 和男   | 大津一丁目一二の二七五   | "  |
| "                 | 中屋敷 力雄  | 六川目二丁目一〇の九九〇  | "  |
| "                 | 角 武志    | 大津二丁目五八の一九〇   | "  |
| "                 | 澤村 栄治郎  | 前平一丁目一一の一     | "  |
| "                 | 亀山 徳志   | 淋代三丁目三九三の二    | "  |
| "                 | 田嶋 功一   | 六川目一丁目七七      | "  |
| "                 | 岩間 悦男   | 淋代三丁目三四九の二    | "  |
| "                 | 浪岡 秀美   | 淋代四丁目一一六の二七二八 | "  |
| 監<br>事            | 馬場 秋夫   | 根井二丁目一一五の一    | "  |
| "                 | 浄法寺 哲男  | 大字三沢字中平二七の四   | "  |
| "                 | 浪岡 岩夫   | 淋代一丁目二八六      | "  |
| 理<br>事            | 小比類巻 石雄 | 大字三沢字園沢一一八    | 三・一・三退任  |
| "                 | 亀山 徳志   | 淋代三丁目三九三の二    | "  |
| "                 | 角 武志    | 大津二丁目五八の一九〇   | "  |
| "                 | 中屋敷 力雄  | 六川目二丁目一〇の九九〇  | "  |
| "                 | 一戸 力蔵   | 六川目四丁目一〇七     | "  |
| "                 | 中村 善治   | 細谷三丁目七三       | "  |
| "                 | 梅津 康義   | 前平一丁目九の六      | "  |
| "                 | 澤村 栄治郎  | 前平一丁目一一の一     | "  |
| "                 | 堀内 喜久一  | 細谷四丁目九九の九     | "  |
| "                 | 高橋 和男   | 大津一丁目一二の二七五   | "  |
| "                 | 田嶋 功一   | 六川目一丁目七七      | "  |
| "                 | 榎山 清勝   | 大津三丁目一二の二九〇   | "  |
| "                 | 関川 昭雄   | 淋代三丁目三四六      | "  |
| "                 | 岩間 悦男   | 淋代三丁目三四九の二    | "  |
| "                 | 梨木 正則   | 淋代一丁目二九七      | "  |
| "                 | 馬場 秋夫   | 根井二丁目一一五の一    | "  |
| 監<br>事            | 神代 忠一   | 前平二丁目一〇の三     | "  |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県  
 (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社  
 毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円一銭